

## 安心して便利に暮らせるまち



### 分野別ビジョン

「安心して便利に暮らせるまち」を通して実現する幸せ

災害の激甚化への対応や、5G時代及びその先にある6G通信の提供に向けた基盤整備・デジタルデバйд対策、情報化社会において、安心して暮らせるまちづくりに向けた課題が変化しています。

また、交通空白地域解消に向けて、誰もが利用しやすい公共交通機関に対する研究を進めてきたところですが、今後においても生活利便性や住環境の向上は重要な取組となっています。こうした取組について、ソフト・ハード両面から対策を行うことで、安心して便利に暮らせるまちをめざします。

分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標

現状値  
[令和4年度]

前期目標値  
[令和9年度]

後期目標値  
[令和13年度]

町が住みやすいと思う住民の割合  
(住民意識調査)

82.1 % ▶▶▶ 85.0 % ▶▶▶ 92.0 %

# 持続可能で快適に暮らせる まちづくり

## 目標

コンパクトでやすらぎのある都市づくりを推進し、誰もが安全安心に通行できる道路環境の整備と交通環境の充実を図ります。

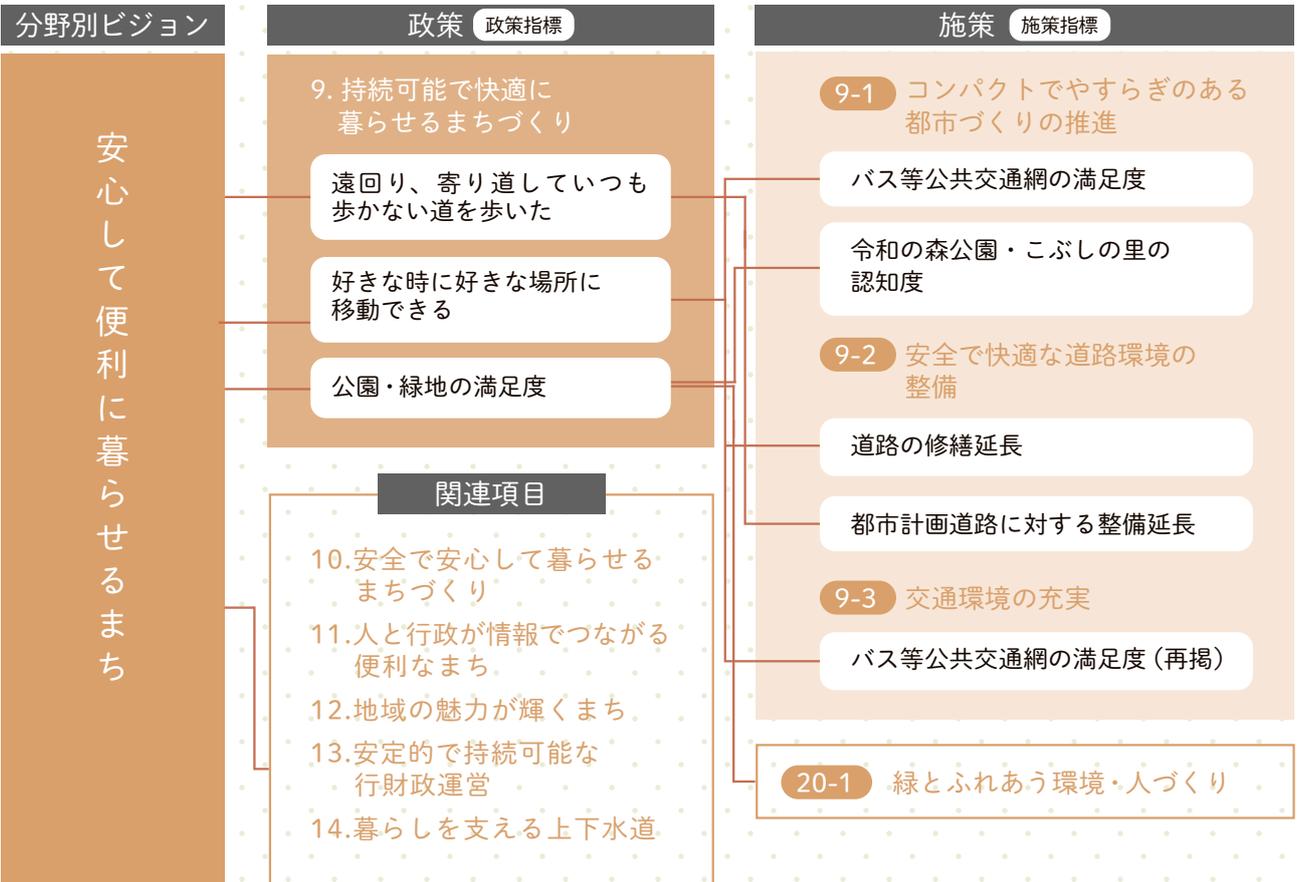
## 町の現状と課題

- ① 藤久保第一土地区画整理事業・富士塚土地区画整理事業・北松原土地区画整理事業の3つの土地区画整理事業が完了しました。今後は、人口減少に対応した持続可能なスマートでコンパクトなまちづくりを推進し、快適な住環境の創出に努める必要があります。
- ② 総合運動公園を中心とした令和の森公園は、平地林を身近に感じる新たな憩いの場となっています。緑の保全や生態系・景観に配慮した魅力ある公園を継続して整備し、コミュニティの場を創出する必要があります。
- ③ 都市計画道路は、昭和46年(1971)以降に計画決定された現在7路線(7,950m)のうち3,520mが整備されています。地権者等の理解や協力を得ながら計画を進め、交差点及び歩道未整備区間の改良等を進める必要があります。また、その他町内道路については、地域の安全性向上のため、道路拡幅や歩道の確保、交差点の改良等が求められています。今後一層の快適な道路環境の維持と保全に努める必要があります。
- ④ 全26橋の橋梁を有しており、昭和45年(1970)から昭和60年(1985)までの16年間に集中して整備されていることから、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を実施する必要があります。
- ⑤ 町における公共交通環境の充実のため、新たな交通体系のあり方の検討や実証実験を行い、既存バス路線の再編や公共交通補助事業等により、移動支援を行ってきました。「地域公共交通計画」の策定を通じて、地域の特性を把握し、新たな公共交通システム等の構築が求められています。
- ⑥ スマートICは、令和6年(2024)3月にフルインター化したところです。供用開始後における町内幹線道路の交通量を把握し、さらなる交通対策が求められています。

関連するSDGs



## みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	遠回り、寄り道していつも歩かない道を歩いた (住民意識調査)	53.7 (偏差値) >>>	54.9 (偏差値)
	好きな時に好きな場所に移動できる (住民意識調査)	48.9 (偏差値) >>>	50.0 (偏差値)
	公園・緑地の満足度 (住民意識調査)	41.7 % >>>	51.0 %
施策指標	バス等公共交通網の満足度 (住民意識調査)	18.0 % >>>	20.0 % 以上
	令和の森公園・こぶしの里の認知度 (住民意識調査)	- >>>	50.0 %
	道路の修繕延長 (累計) (舗装の個別施設計画)	- >>>	3,925 m (令和6年度～9年度)
	都市計画道路に対する整備延長 (累計)	3,520 m >>>	3,840 m

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

## 施策 9-1

## 「コンパクトでやすらぎのある都市づくりの推進」

## 9-1-1 立地適正化計画による持続可能な住環境の創出……………【都市計画課】

立地適正化計画のまちづくりの方針に基づき、拠点の整備等による都市機能の維持及び居住の誘導を図り、人口減少に対応する持続可能で快適な住環境の創出に努めます。

また、藤久保地域拠点施設の整備による行政施設の複合化をはじめ、医療、子育てや商業等の日常生活サービスの持続的な提供により、都市機能の誘導を図ります。

## 9-1-2 藤久保地域拠点施設の整備……………【施設マネジメント課】

藤久保地域拠点施設の整備にあたっては、環境負荷、バリアフリーやユニバーサルデザイン\*等に配慮し、すべての利用者が安全安心に利用でき、長く住民に愛され、賑わいや交流が生まれる町のランドマーク\*となるよう、「集い・学び・育つ 輝く未来創造拠点」の実現に向けて整備を進めます。

## 9-1-3 都市公園の維持管理……………【都市計画課】

公園が、身近な交流の場や災害時の避難場所等の多面的な機能を発揮することで、住民が憩い、ゆとりと豊かさを実感できるオープンスペースとして有効活用されるための調査・研究を進め、快適に利用できるように園内の樹木や施設、遊具等維持管理に努めます。

また、散策できる緑の空間として位置づけをしている令和の森公園やこぶしの里については、貴重な自然環境に配慮し、生態系等の維持が図れるよう整備します。

## 9-1-4 「スーパー・シティ構想」の推進……………【政策推進室】

歴史・文化・自然・産業等を活かし、地域資源と拠点をつなぐ交通網の形成やゼロカーボン関連技術の活用、災害時ネットワークの構築等、持続可能なまちづくりを実現するためスマートでコンパクトなまちづくりを推進します。

## 9-1-5 わかりやすく訪ねやすいまちづくり……………【政策推進室】

住民生活の利便性等の観点から、行政連絡区・学区の再編とあわせて、住居表示の調査・研究を行います。

## 施策 9-2

## 「安全で快適な道路環境の整備」

## 9-2-1 国道・県道の整備促進……………【道路交通課】

交通渋滞を解消するため、交通量の多い交差点や歩道未整備区間の改良等、国道や県道の整備を促進します。また、核都市広域幹線道路の実現を関係機関と検討します。



**9-2-2 都市計画道路の整備**……………【都市計画課/道路交通課】

人々の交流や活動を支える都市の骨格となる都市計画道路については、開発等の機会や社会情勢の変化をとらえ、未整備区間の整備を隣接する自治体との連携を図りながら効率的に進めます。

また、着実な道路延伸を図るため整備推進範囲をあらかじめ見極め、道路用地取得並びに道路築造を進めます。特に、藤久保地域拠点施設の完成を見据え、アクセス道路となる竹間沢・大井・勝瀬通り線については、整備を早急に進めます。

**9-2-3 幹線道路の整備**……………【道路交通課】

主要幹線道路について、排水構造物や歩道未整備区間を順次整備し、安全で快適な道路環境を築きます。また、道路拡幅整備へ向けた用地取得の準備を進め、計画的に整備を進めます。

**9-2-4 生活道路の維持補修**……………【道路交通課】

住民の日常生活に密接した生活道路について、経年劣化した舗装の補修や道路構造物の修繕により、身近な不具合を解消することで、安全性と快適性を実感できるよう道路環境の向上をめざします。

**9-2-5 快適な道路環境の維持・保全**……………【道路交通課】

歩車道の分離を推進し、路面の段差解消や急勾配歩道の改善、自転車走行指導帯の整備等により、誰もが安心して快適に通行できる歩行者空間の確保をめざします。また、道路機能を維持するため、定期的な道路施設清掃、街路樹剪定や除草作業等を実施し、交通安全対策と道路の景観保全を図ります。

**9-2-6 道路・橋梁の長寿命化**……………【道路交通課】

路面性状調査結果を反映させた「舗装の個別施設計画」に基づき、交通量や舗装破損原因を考慮した対策工法を検討し、計画的かつ効率的な道路修繕を実施します。また、橋梁については「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検結果による予防保全型の管理を実施することで、橋梁の長寿命化及び維持管理コストの縮減を図ります。

**施策 9-3**

**「交通環境の充実」**

**9-3-1 公共交通の充実**……………【政策推進室】

「地域公共交通計画」の策定を通じて地域の特性を把握し、既存バスの利用促進とともに新たな公共交通システム・路線の見直しや補助事業の構築に取り組み、住民の移動利便性の向上を図ります。また、東武東上線については、近隣市と連携し、安全対策、バリアフリー化や周辺まちづくりの活性化等について働きかけを行います。

**9-3-2 スマートICフル化供用開始後の交通対策**……………【道路交通課】

スマートICフル化へ向け進めてきた交差点改良を中心としたアクセス道路等の安全対策が、適切に効果を発揮しているかを調査し、交通誘導の有効性と渋滞緩和について評価します。また、供用開始後における町内幹線道路の交通量を把握し、さらなる交通環境の向上をめざした道路整備へとつなげます。

# 安全で安心して暮らせる まちづくり

## 目標

日常生活における移動時や自然災害等からの安全確保に向け、交通安全・防災・国民保護に対する意識向上を図るためのソフト面、施設・資機材の整備等を行うハード面の双方を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

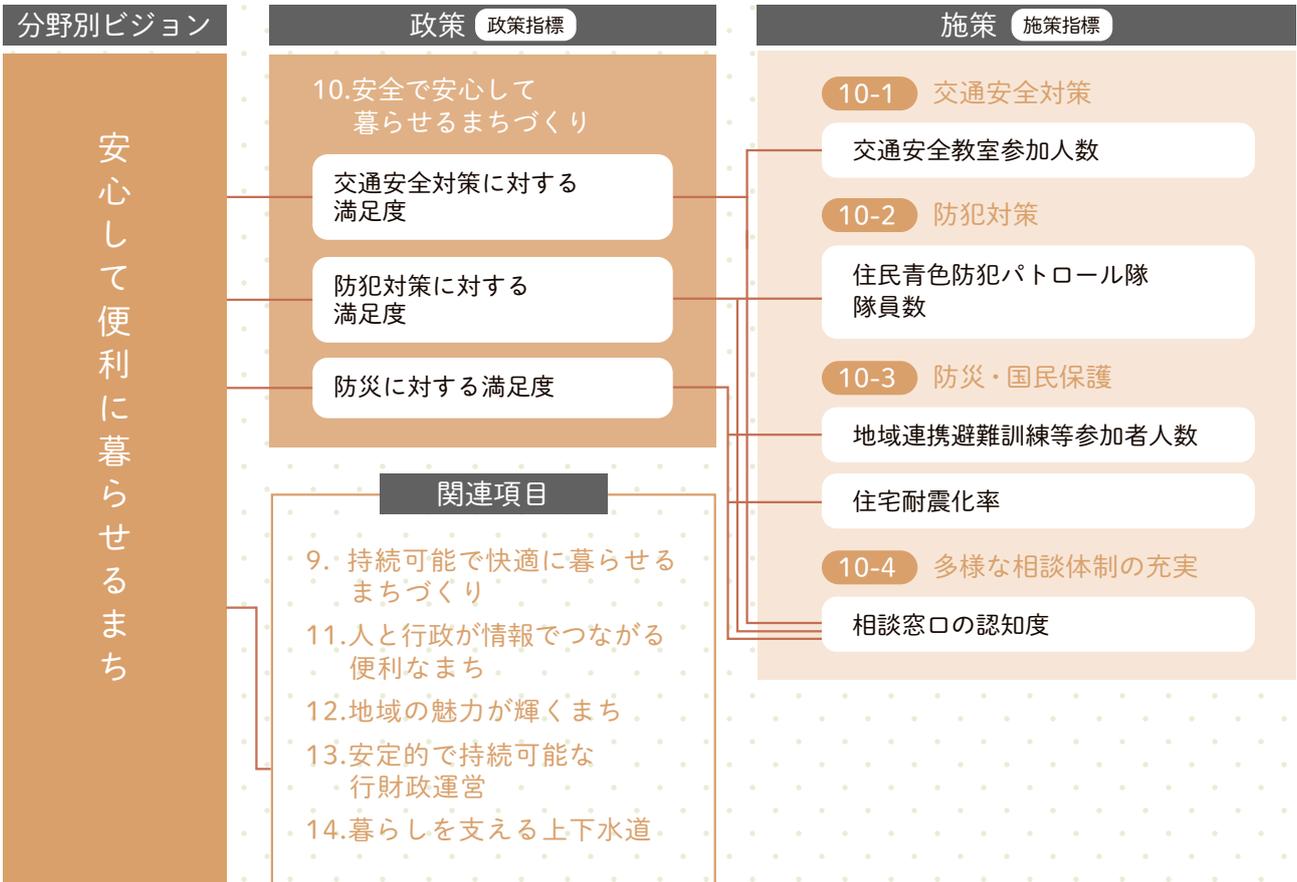
## 町の現状と課題

- ① 交通安全推進団体や警察との協力により、交通安全教室の開催を実施し、啓発や教育活動を進めてきました。今後とも、年齢別・主体別の啓発活動等を進め、多様化する傾向にある自転車等関連事故の抑制対策が必要となっています。
- ② 通学路の安全確保のため、学校・PTA・地域・警察と連携を図りながら、登下校時の立哨指導に取り組む必要があります。
- ③ 行政連絡区や防犯推進委員等の防犯リーダーの育成を図るとともに、自主防犯団体へのパトロール用品の配布や啓発看板等の設置、青色防犯パトロールの運行等、地域と協働で防犯体制を進めてきました。住民生活の安全の確保に向けて、今後も住民自身の防犯意識向上を図る必要があります。
- ④ 地域と協働で「地域防災初期行動マニュアル」を策定し、平成31年度(2019)には、「地域防災計画」を一部改訂しました。また、自主防災組織や消防団等も地域防災の核として着実に力をつけています。災害に強い地域をつくるために、引き続き、地域連携避難訓練等を通じて、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう防災ネットワークを強化する必要があります。
- ⑤ 国民保護については、国の緊急情報を迅速に町内放送できるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT※)の保守に努めるとともに、災害時にも活用可能なEm-Net(エムネット)※における通信訓練や安否情報システムの活用訓練を実施してきました。引き続き、国・県と連携しつつ、国民保護関連の各種システムの保守と情報収集・伝達訓練等を進める必要があります。
- ⑥ 複雑化する消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実を図ってきました。また、住民が抱える不安や悩みを解消できるよう、誰もが相談しやすい支援体制を構築してきました。引き続き、安心して生活が送れるよう、各種相談体制の充実を図っていく必要があります。

関連するSDGs



## みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	交通安全対策に対する満足度（住民意識調査）	32.4 % ▶▶▶	37.0 %
	防犯対策に対する満足度（住民意識調査）	24.3 % ▶▶▶	31.0 %
	防災に対する満足度（住民意識調査）	33.9 % ▶▶▶	38.0 %
施策指標	交通安全教室参加人数（単年度）	2,599 人 ▶▶▶	2,700 人
	住民青色防犯パトロール隊 隊員数（単年度）	196 人 ▶▶▶	250 人
	地域連携避難訓練等参加者人数（単年度）	728 人 ▶▶▶ (令和5年度)	800 人
	住宅耐震化率	92.2 % ▶▶▶	100 %
	相談窓口の認知度（住民意識調査）	- ▶▶▶	50.0 %

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

## 施策 10-1

## 「交通安全対策」

## 10-1-1 安全安心な交通環境の整備……………【道路交通課】

安全安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員等の道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進します。また、交通管理者と連携した安全対策を推進するとともに、必要に応じ交通規制や信号機の新設等を関係機関へ要請します。

## 10-1-2 交通安全教育・啓発の推進……………【自治安心課】

交通事故を抑制するため、交通指導員、交通安全推進団体、東入間地区交通安全対策協議会や警察と連携し、対象に応じた体験型や実践型の交通安全教育や啓発活動を推進します。また、「自転車安全利用五則」等の広報・啓発を行うとともに、平成28年(2016)に制定した「自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、小学生、高齢者等を対象とした自転車安全教室や自転車利用者を対象とした街頭啓発活動を推進します。

## 10-1-3 交通指導員の適正配置と通学路の安全確保……………【自治安心課】

交通指導員の研修の充実と適正な配置に努めます。また、小・中学校の通学路において、学校・PTA・地域との連携を図りながら、子どもを見守るきめ細かな立哨指導を実施するとともに、関係各課や警察と連携して通学路の安全確保を図ります。



## 施策 10-2

### 「防犯対策」

#### 10-2-1 防犯灯の整備……………【道路交通課】

安全安心で暮らしやすい地域環境実現のため、防犯灯の適切な維持管理と拡充を進めます。

#### 10-2-2 住民と連携した防犯体制の推進……………【自治安心課】

「防犯のまちづくり推進条例」に基づき、地域防犯リーダーの育成を図るとともに、見せる防犯活動を中心とした青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援します。また、住民の防犯意識の高揚に努め、住民自身による予防を促進し、「防犯カメラの設置と利用に関するガイドライン」に基づいた、防犯カメラの効果的な設置を進め、安全安心で犯罪が起こりにくいまちづくりを推進します。さらに、犯罪被害者に対する支援制度や専門機関の周知に努めます。

#### 10-2-3 関係機関が連携した防犯対策と空家対策の推進……………【自治安心課】

住民生活の安全を確保するため、東入間防犯・暴力排除推進協議会及び防犯関係の団体・機関、警察と連携して犯罪情報を共有するとともに、重大事案の発生情報を多様な伝達手段を活用してタイムリーに発信し、注意喚起を行います。

また、空家等については、法令及び「空家等対策計画」に基づき関係各課が連携して対応するとともに、地域の協力を得て実態把握を行い、適正管理を促します。

## 施策 10-3

## 「防災・国民保護」

## 10-3-1 災害に強い地域づくり……………【自治安心課】

「地域防災計画」に基づき、地域の減災に努めます。

防災講座等の実施により住民の防災意識向上を図ります。また、地域の防災力向上に向けて、地区の防災活動等の取組を支援し、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう、避難所連絡会議の定着化を図るとともに、地域連携避難訓練等を実施します。加えて、災害時要援護者避難支援プラン推進会議を中心として、要援護者支援の仕組みの充実を図ります。

## 10-3-2 災害時の庁内体制強化……………【自治安心課】

緊急時に即応可能な庁内体制づくり、消防組合等の公的機関との連携強化を行います。また、風雪水害時の出動体制や避難勧告等の基準を明確にし、関係団体・機関との協力体制を含めた迅速な対応が可能な仕組みを整備します。

## 10-3-3 防災拠点及び備蓄資機材の整備……………【自治安心課】

指定避難所等防災拠点施設の安全性や生活環境を確保し、避難者の多様性に配慮した避難所備蓄の拡充と適正管理を進めます。

## 10-3-4 広域連携・受け入れ体制の確立……………【自治安心課】

大規模災害により町の防災体制だけで対応しきれない状況に備え、県との連携を強化するとともに、他市町村、自衛隊等防災関係機関、民間事業所や災害ボランティア等からの外部支援を受け入れやすい体制を整備します。遠隔自治体、公共的団体や事業所等との応援協定の締結・平時の交流等を通じて、応援・受援体制の構築を進めます。

## 10-3-5 迅速な情報発信による国民保護……………【自治安心課】

武力攻撃事態等の国からの緊急情報を直接住民に伝達するJ-ALERTのほか、Em-Net等の適正管理及び統一訓練への参加を行い、迅速な情報発信が行えるよう努めます。



## 施策 10-4

### 「多様な相談体制の充実」

#### 10-4-1 各種相談・支援 ..... 【総務課/都市計画課】

住民が抱える不安や悩みを解消できるよう、多様化する相談内容への対応や誰もが相談しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

#### 10-4-2 消費生活相談及び消費者教育 ..... 【観光産業課】

多様化・複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、消費者問題の身近な窓口としての消費生活センターをさらに積極的にPRし、消費者教育の充実を図ります。

# 人と行政が情報でつながる 便利なまち

## 目標

社会情勢の変化に適切に対応し、住民サービスの利便性向上を図り、住民目線に立った新たな行政スタイルの形成をめざします。

## 町の現状と課題

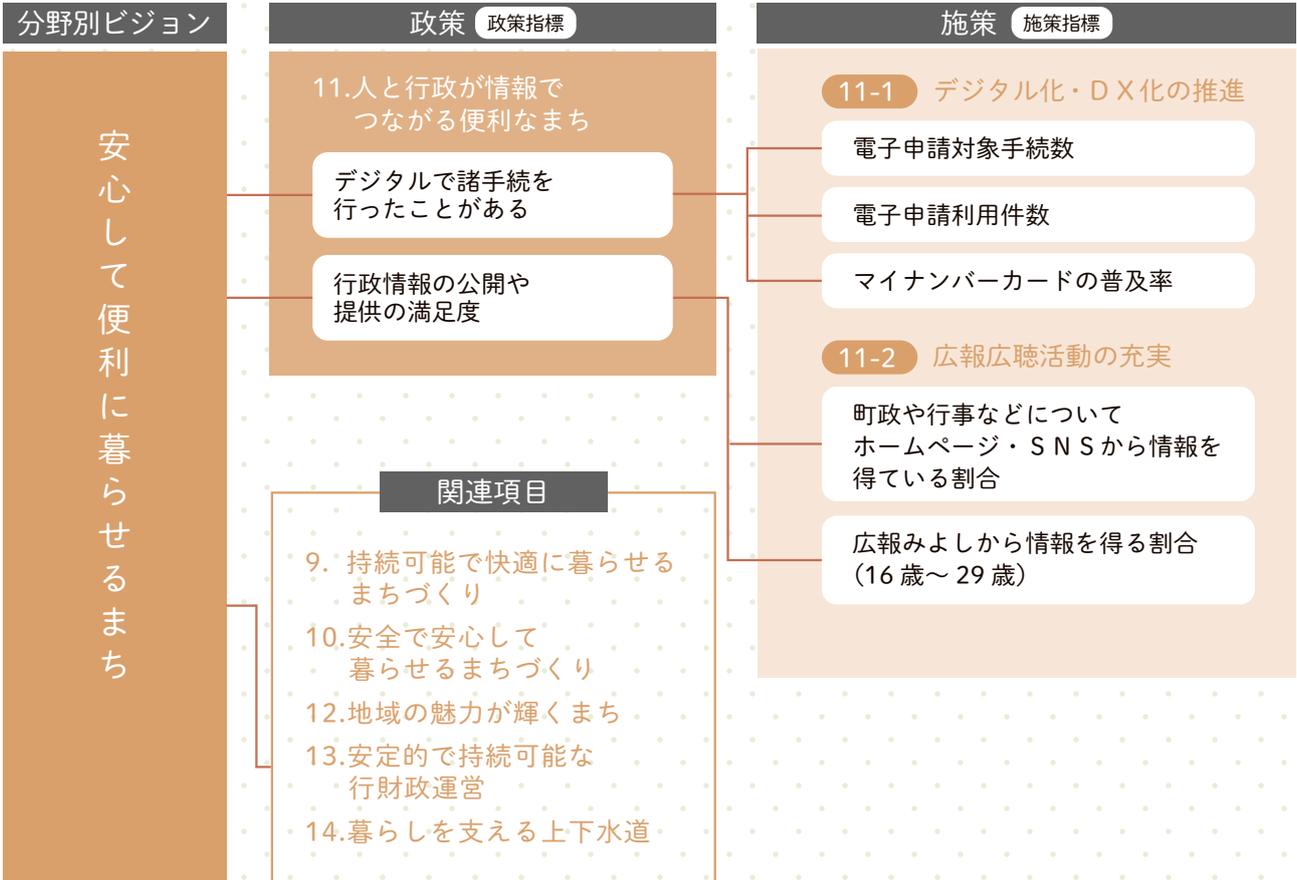
- ① マイナンバーカードの普及を進めるとともに、行政手続のオンライン化等、その利便性を実感できるようなサービス展開を図ってきたところです。今後もマイナンバーカードの利活用や窓口業務のDX化等、誰一人取り残さないよう、さらなるDXの推進を図る必要があります。
- ② 町の広報紙である「広報みよし」は、企画やデザイン等を工夫し、町政への関心を高め、幅広い世代に読んでもらえるよう充実を図っています。また、ICTを活用した情報発信を推進してきました。今後さらに、迅速かつ正確な情報提供が求められています。
- ③ 朗読ボランティアや点字ボランティアの協力により、「声の広報みよし」や「点字広報みよし」を配布しています。引き続き、すべての住民に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信を行う必要があります。
- ④ 住民や町内事業所の意見等を広く町政に活かすため、町長への手紙・メールや事業所訪問等の取組を積極的に行い、広聴活動を行ってきました。高度化するニーズを捉えるためにも重要な機会として、引き続き拡充する必要があります。



関連するSDGs



## みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	デジタルで諸手続を行ったことがある (住民意識調査)	50.5 (偏差値) >>>	52.6 (偏差値)
	行政情報の公開や提供の満足度 (住民意識調査)	23.4 % >>>	28.0 %
施策指標	電子申請対象手続数	58 手続 >>>	150 手続
	電子申請利用件数	3,401 件 >>>	6,000 件
	マイナンバーカードの普及率	63.9 % >>>	100 %
	町政や行事などについてホームページ・SNSから情報を得ている割合 (住民意識調査)	27.2 % >>>	34.0 %
	広報みよしから情報を得る割合 (16歳～29歳) (住民意識調査)	68.4 % >>>	77.0 %

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

## 施策 11-1

## 「デジタル化・DX化の推進」

## 11-1-1 マイナンバーカードの普及・利活用……【政策推進室/財政デジタル推進課/住民課】

マイナンバーカードの普及を進めるとともに、その利便性を実感できるような住民一人ひとりのニーズにあったサービスの提供を行い、マイナンバーカードのさらなる活用をめざします。

## 11-1-2 スマートなまちづくり……【財政デジタル推進課/各課】

「スーパー・シティ構想」の実現のため、行政手続のオンライン化や窓口業務のDX化を推進し、住民生活における利便性向上をめざします。また、誰一人取り残さないように、デジタルデバイドの解消や情報の多角的な発信強化と周知等を推進します。

## 施策 11-2

### 「広報広聴活動の充実」

#### 11-2-1 スピーディーで正確な情報発信……………【秘書広報室】

広報みよし・ホームページ・SNS・わが街ポータルみよし等、さまざまな媒体を活用し、スピーディーで正確な情報をわかりやすい内容で発信します。

また、情報の多言語化、点字や音声データを活用し、さまざまな状況にある人たちに対応した情報発信に努めます。

なお、住民等の情報収集源として軸を担う「広報みよし」については、情報の充実・見やすさ等をさらに強化し、あらゆる世代からも親しまれる紙面づくりに努めます。

#### 11-2-2 広聴活動の充実……………【政策推進室/秘書広報室】

多様化・高度化するニーズを捉え、住民や町内事業所の意見や要望を積極的に町政へ活かすため、町長への手紙・メールや事業所訪問等の取組のさらなる充実を図ります。また、町長と住民が直接語りあうまちづくり懇話会やみよしmachi JAMのほか、住民アンケート、ワークショップ等多様な住民との対話の場をつくり、住民ニーズの把握に努めます。



## 目標

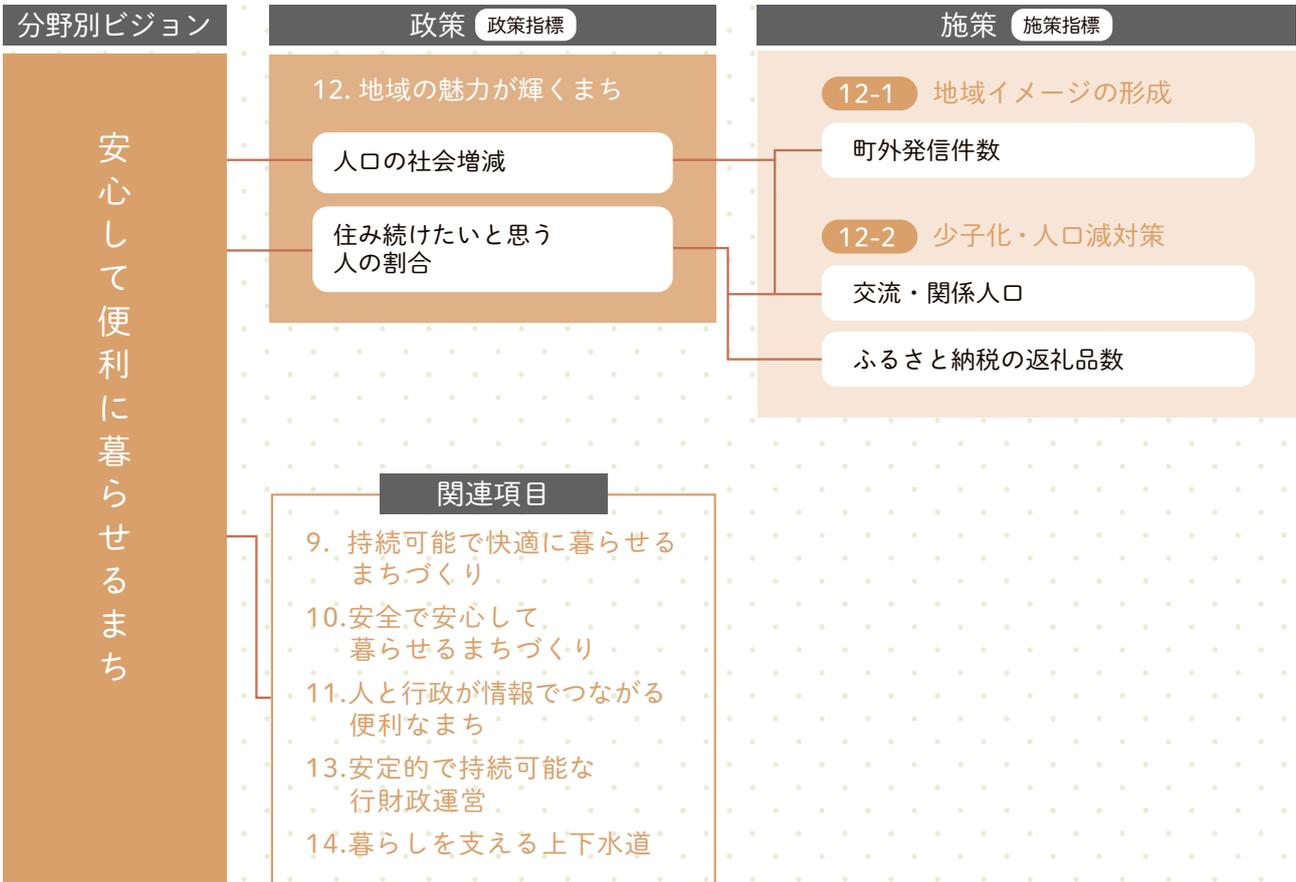
町外からも注目される地域資源や暮らしやすいまちづくりにより、住民が誇りを実感し、町に愛着を持ち、住み続けたいと思う魅力あるまちをめざします。

## 町の現状と課題

- ① 急激な少子高齢化や人口減少社会のなかで「選ばれるまち」になるため、広報みよしやホームページ等を通じて積極的に情報発信を行ってきました。全国広報コンクールに参加し、内閣総理大臣賞を受賞するなど高い評価を受け、町内外から注目されています。
- ② 町のマスコットキャラクター「みらいくん・のぞみちゃん」は、親しみやすい町のイメージづくりとして、今後も活用を図っていく必要があります。
- ③ ロケーションサービスとして庁舎周辺の公共施設を利用した撮影協力・支援により、町のイメージアップが図られてきました。
- ④ シティプロモーションを行うことで、町への愛着形成を図り、定住人口の維持や移住人口、交流人口※・関係人口※の増加につなげる取組が必要とされています。
- ⑤ 町の人口動態について出生・死亡からなる自然動態は、自然減が続いています。一方で転入・転出からなる社会動態は、平成26年(2014)以降では社会増を継続しています。「コロナ時代の移住先ランキング※」において県内1位にランクインするなど、住みやすさ、自然環境等の魅力が一定の評価を受けています。



## みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	人口の社会増減（4か年） （統計みよし 各年12月末現在）	328人 （令和元年～4年）	1,450人 （令和6年～9年）
	住み続けたいと思う人の割合（住民意識調査）	84.0%	90.0%
施策指標	町外発信件数（累計）（テレビ・新聞等）	119件 （令和元年度～4年度）	150件 （令和6年度～9年度）
	交流・関係人口	3.8万人	18万人 （民間施設含む）
	ふるさと納税の返礼品数	193点 （令和5年度）	250点

## 施策 12-1

## 「地域イメージの形成」

## 12-1-1 シティプロモーションの推進……………【秘書広報室/観光産業課】

広報みよし・ホームページやSNS等さまざまな媒体を活用し、さらに「ふるさと大使」や町のマスコットキャラクター「みらいくん・のぞみちゃん」の活動を通じて、町内外に町の魅力を発信します。

また、多様な主体と連携することにより、町の魅力を高め、町に対する誇りの醸成や総合的な町の価値の向上をめざします。

## 12-1-2 ロケーションサービス事業……………【観光産業課】

東京から30km圏内という立地の良さから、庁舎等公共施設を利用したテレビドラマや映画等の撮影に使用されています。今後も庁舎等公共施設をロケーションとして使用することにより、町の魅力を積極的にアピールし、イメージアップにつなげます。



## 施策 12-2

### 「少子化・人口減対策」

#### 12-2-1 地方創生総合戦略の推進……………【政策推進室】

令和5年度(2023)を初年度とする国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」と連携し、新たな創生総合戦略に基づき、デジタルの力を活用しながら地域の社会課題解決や地域の創生を戦略的に進めます。

#### 12-2-2 町の魅力・特性を活かした移住・定住の推進……………【各課】

町の活力を維持しながら持続的な発展を図るため、魅力ある地域づくりによる転入促進・転出抑制を通じた生産年齢人口の確保や、移住・定住の取組を推進します。

#### 12-2-3 交流人口・関係人口の創出……………【各課】

持続的な地域の発展を図るため、定住人口にとられない幅広い視点で町との関わりをもつ人材を発掘し、地域との関係性を深めます。また、イベントやふるさと納税制度等、地域の特性を活かし、交流人口や関係人口の増大を図ります。



# 安定的で持続可能な 行財政運営

## 目標

質の高い行政運営を行うため職員の能力向上・人材育成を図るとともに、安定的で持続可能な財政運営を維持するため、計画的・効率的な行財政運営を推進します。

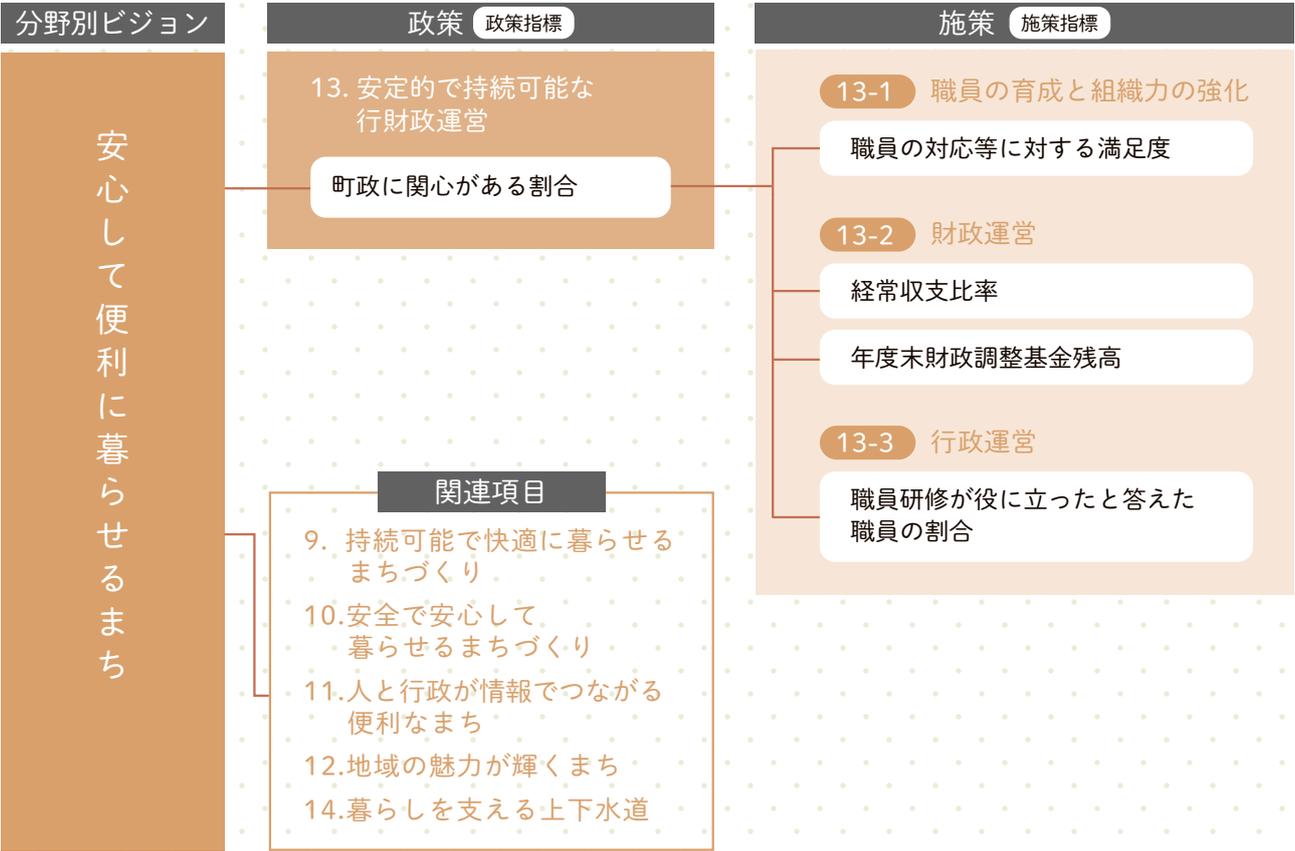
## 町の現状と課題

- ① 「第6次定員適正化計画」により、行政事務執行上必要と考えられる適正な職員数を目標とし、計画的な職員採用を行い、定員管理の適正化に努めています。しかしながら、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化するなかで、限られた人員において効果的かつ柔軟に対応できる職員の能力開発と適正な人員配置、人事評価制度による能力・実績に基づく指導等、職員の資質向上を図る必要があります。
- ② 公共施設については、同時期に急速に建設されてきた背景があり、その老朽化を同時に迎えることから、更新時期が集中することで財政負担が短期的に増大することとなります。「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、更新時期を分散させ、施設の複合化や統合等、実行性の高い施設更新サイクルを実現させる必要があります。
- ③ 「行政評価制度」の運用や行政改革を推進し、行政のスリム化に努めてきました。今後も持続的な町政運営を行っていくため、今まで以上に財政改革を進め健全な財政運営を行う必要があります。
- ④ 住民の町政への参加を促進することを目的として、「情報公開制度」を導入し、開かれた町政を進めてきました。また、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の維持管理等については、今後一層の安全確保に努める必要があります。また、行政事務の見える化、業務プロセスの見直しを行い、最適なデジタルツール等を導入し、庁内DXのさらなる推進を図る必要があります。





## みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	町政に関心がある割合 (住民意識調査)	43.1 %	47.0 %
施策指標	職員の対応等に対する満足度 (住民意識調査)	43.7 %	49.0 %
	経常収支比率	85.5 %	91.0 %
	年度末財政調整基金残高	標準財政規模の 19.78 %	標準財政規模の 15.0 %以上
	職員研修が役に立ったと答えた職員の割合 (職員アンケート)	-	90.0 %

## 施策 13-1

## 「職員の育成と組織力の強化」

## 13-1-1 人材の確保と組織活性化……………【総務課】

優秀な人材や専門技術を有する人材の確保、柔軟な組織体制に対応すべく多様な任用、働きやすい職場環境等、組織の体質強化を図り活性化に努めます。

## 13-1-2 人材育成の推進……………【総務課】

柔軟かつ弾力的な行政体制に対応すべく、研修の充実により職員の資質向上を図ります。また、人材育成を効果的に推進するための人事管理制度を構築し、住民のウェルビーイング向上に貢献できる人材の育成に努めます。

## 施策 13-2

## 「財政運営」

## 13-2-1 将来を見据えた健全な財政運営……………【財政デジタル推進課】

将来負担を念頭に、費用対効果・重要度・緊急度等を勘案し、限られた財源の効率的かつ効果的な運営を推進します。また、持続可能な財政運営のため、新たな歳入の創出、財政のスリム化に努めます。

## 13-2-2 「公共施設マネジメント基本計画」の推進……………【施設マネジメント課】

「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、総合的で計画的な維持管理・運営を進め、公共サービスを維持します。「第1期アクションプラン\*（2019-2028）」の中間見直しを図り、「第2期アクションプラン」を策定します。また、計画的な工事修繕に取り組むとともに、各施設における適正化方策の検証を進めます。

## 13-2-3 ふるさと納税による地域特産品PR……………【政策推進室】

農業者や事業者との連携を深めながら地域特性を活かした返礼品の拡大に努め、町の魅力や特産品等をPRし、地域の活性化を図るとともに、新たな歳入の創出を図ります。



### 施策 13-3

## 「行政運営」

I はじめに  
II 基本構想  
III 基本計画  
IV 資料編

#### 13-3-1 政策形成能力の向上……………【政策推進室】

政策研究所等を活用し、職員が将来的なまちづくりや現状の課題に対して、さまざまな角度から調査・研究し、政策立案することで政策形成能力の向上を図ります。

#### 13-3-2 庁内DXの推進……………【財政デジタル推進課】

行政事務における文書等のさらなる電子化、ペーパーレス化をめざします。また、業務プロセスの見直しを図り、デジタルツールを活用した全庁的なDXを推進します。

#### 13-3-3 情報セキュリティ対策……………【財政デジタル推進課】

個人情報や機密情報の漏えい等、情報セキュリティインシデント※を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

## 目標

上下水道事業における安全、安心、持続性の確保を行います。

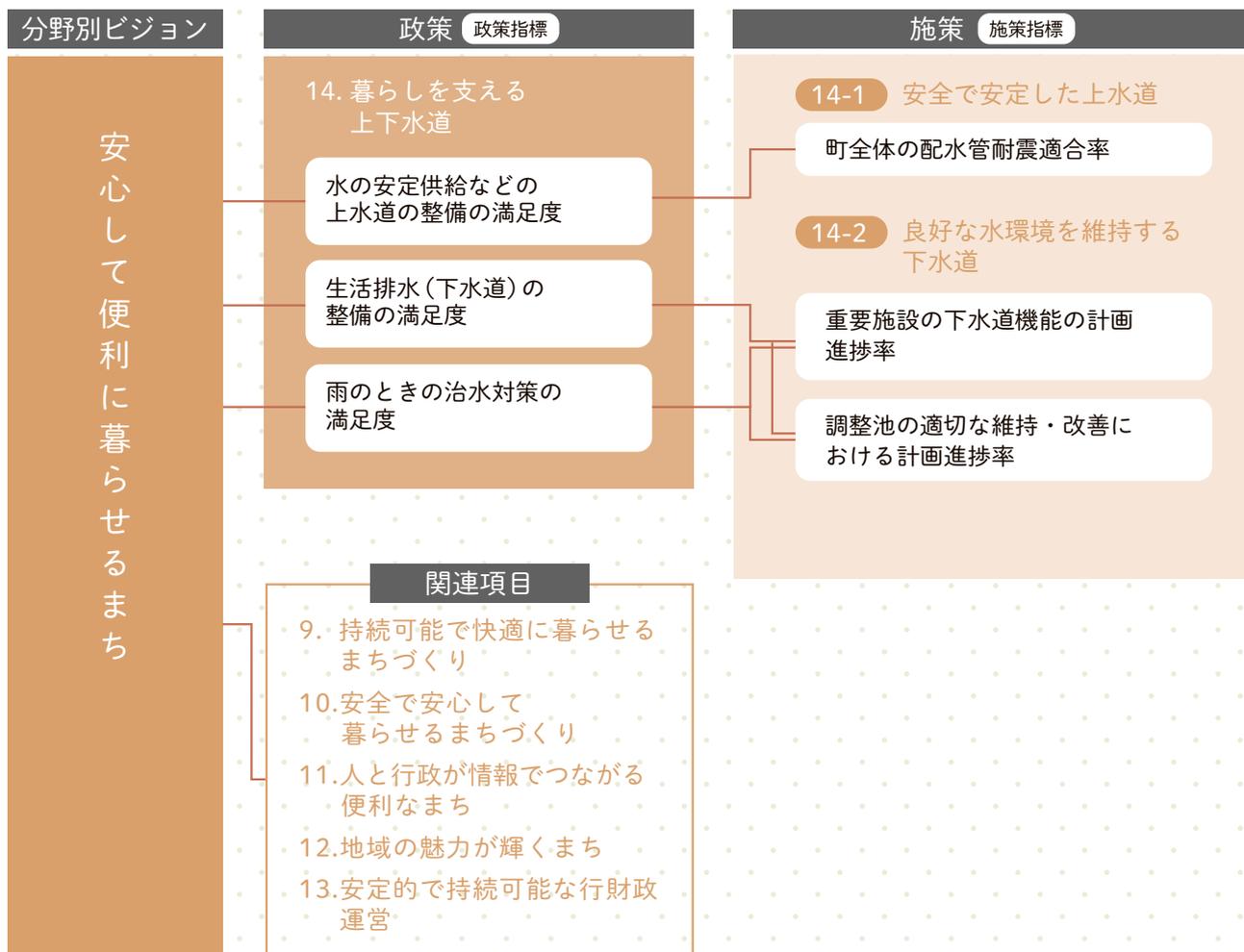
## 町の現状と課題

- ① 町の水道事業は、昭和43年(1968)3月に事業の認可を受け、昭和44年(1969)6月に水道事業を開始しました。その後、昭和49年(1974)より埼玉県営水道(大久保浄水場)から受水を開始し、4期にわたる拡張事業を経て、現在にいたっています。水道施設は老朽化が進むなかで安全で安定した給水を堅持するために、今後も浄水場施設、取水井や配水管等を計画的に整備する必要があります。
- ② 町の水道水は、地下水が約3割で、県水が約7割を占めています。県では、荒川上流部や利根川上流部にダム整備を行い、水源確保に努めています。また、町では渇水時や災害時の自己水源の確保が求められることから地下水を水源として利用しています。
- ③ 災害時においても飲料水の迅速な確保が図られるよう、耐震化等の災害対策の推進や災害に強い水道供給システムの構築を行っています。
- ④ 町の下水道事業は、昭和50年(1975)に「荒川右岸流域下水道計画」として公共下水道整備事業を開始し、平成元年(1989)には特定環境保全公共下水道事業を開始するなど、計画的に事業を進めてきました。
- ⑤ 近年の異常気象による局地的豪雨の発生が増加しており、雨水流出の抑制を図るため、浸透施設や貯留施設の整備等、調整機能を充実させる必要があります。
- ⑥ 災害時においても下水道機能確保のため、下水道の耐震化を計画的に推進していくことが求められています。
- ⑦ 上下水道の経営健全化については、近年では給水人口の減少により上下水道事業の収益が低下しており、今後も老朽施設の更新・耐震化によりコストの増加が見込まれることから、事業の効率化を図るとともに、適切な料金収入の確保に努める必要があります。

関連するSDGs



## みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	水の安定供給などの上水道の整備の満足度 (住民意識調査)	62.9 %	65.0 %
	生活排水 (下水道) の整備の満足度 (住民意識調査)	58.8 %	62.0 %
	雨のときの治水対策の満足度 (住民意識調査)	39.1 %	45.0 %
施策指標	町全体の配水管耐震適合率	37.5 %	40.0 %
	重要施設の下水道機能の計画進捗率	-	50.0 %
	調整池の適切な維持・改善における計画進捗率	-	50.0 %

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

## 施策 14-1

## 「安全で安定した上水道」

## 14-1-1 水道供給施設の計画的な維持管理・更新……………【上下水道課】

安全な水道水を安定して供給するために、浄水場施設、取水井等の更新を進めるとともに、耐震管への布設替を経済性に考慮して効率的に進めることで、災害に強い水道管を整備します。

## 14-1-2 安全・安心・安定給水の確保……………【上下水道課】

水道の衛生管理として、水質検査を定期的に行い、安全・安心な飲料水の供給を行います。渇水時や災害時の自己水源の確保を求められていることから、地下水を飲料水とし地下水3割、県水7割を維持します。

## 14-1-3 水道経営の健全化……………【上下水道課】

安定的な経営を継続するため、事業の効率化を図るとともに、適切な料金収入の確保に努め、水道経営の健全化を図ります。

## 施策 14-2

## 「良好な水環境を維持する下水道」

## 14-2-1 公共下水道施設の整備……………【上下水道課】

下水道機能の確保のため、整備計画に基づき中継ポンプ場及び下水道管の点検・調査を実施し、健全性を把握した上で改築・改修を行うことで、老朽化への対策を効率的に進めます。

## 14-2-2 雨水処理対策の充実……………【上下水道課】

雨水貯留施設の整備、維持管理、雨水管の整備や開発行為に対する雨水流出抑制の指導等を行い、雨水を雨水管や水路に直接放流するのではなく、可能な限り地下に浸透させる流出抑制を進めます。

## 14-2-3 下水道経営の健全化……………【上下水道課】

将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続するため、事業の効率化を図り、適切な使用料収入の確保に努め、下水道経営の健全化を図ります。